

八戸圏域水道企業団指定給水装置工事事業者に関する規程

平成10年1月9日

八戸圏域水道企業団管理規程第2号

八戸圏域水道企業団指定水道工事事業者に関する規程の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 指定給水装置工事事業者の指定等(第3条 第9条)

第3章 給水装置工事主任技術者(第10条・第11条)

第4章 指定給水装置工事事業者の義務(第12条 第16条)

第5章 雑則(第17条 第21条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、八戸圏域水道企業団給水条例(昭和61年八戸圏域水道企業団条例第18号。以下「条例」という。)第7条第3項の規定に基づき、八戸圏域水道企業団指定給水装置工事事業者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において「法」とは、水道法(昭和32年法律第177号)をいう。

2 この規程において「政令」とは、水道法施行令(昭和32年政令第336号)をいう。

3 この規程において「施行規則」とは、水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)をいう。

4 この規程において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために八戸圏域水道企業団の施設した配水管又は他の給水管(以下「配水管等」という。)から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

5 この規程において「給水装置工事」とは、給水装置の新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去の工事をいう。

6 この規程において「主任技術者」とは、給水装置工事主任技術者をいう。

(一部改正〔平成12年管理規程12号〕)

第2章 指定給水装置工事事業者の指定等

(指定の申請)

第3条 条例第7条第1項の指定は、給水装置工事事業者の申請により行う。

- 2 指定給水装置工事事業者として指定を受けようとする者は、施行規則に定められた申請書(別記第1号様式)に次の各号に掲げる事項を記載し、企業長に提出しなければならない。
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員の氏名
 - (2) 条例第2条に定める給水区域において給水装置工事の事業を行う事業所(以下「事業所」という。)の名称及び所在地並びに第10条第1項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる主任技術者の氏名及び当該主任技術者が交付を受けている免状の交付番号
 - (3) 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数量
 - (4) 事業の範囲
- 3 前項の申請書には、次の書類を添えなければならない。
- (1) 次条第3号のアからオまでのいずれかに該当しない者であることを誓約する書類
 - (2) 法人にあっては、定款又は寄付行為及び登記簿の謄本、個人にあっては、その住民票の写し又は外国人登録証明書の写し
- 4 前項第1号に規定する書類は、施行規則に定められた誓約書(別記第2号様式)によるものとする。

(指定の基準)

第4条 企業長は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは同項の指定をしなければならない。

- (1) 事業所ごとに第10条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- (2) 次に定める機械器具を保有するものであること。
 - ア 金切りのこ、その他の管の切断の機械器具
 - イ やすり、パイプねじ切り器、その他の管の加工用の機械器具
 - ウ トーチランプ、パイプレンチ、その他の接合用の機械器具
 - エ 水圧テストポンプ
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - イ 法に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ウ 第7条第1項の規定により指定を取消され、その取消の日から2年を経過しない者
 - エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

オ 法人であって、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの
(一部改正〔平成12年管理規程4号〕)

(指定給水装置工事事業者証の交付)

第5条 企業長は、第3条第1項の指定を行ったときは、速やかに当該指定給水装置工事事業者
に八戸圏域水道企業団指定給水装置工事事業者証(別記第3号様式。以下「指定給水装置工事
事業者証」という。)を交付する。

- 2 指定給水装置工事事業者は、事業の廃止を届け出たとき又は第7条の指定の取消しを受けた
ときは、指定給水装置工事事業者証を企業長に返納するものとする。
- 3 指定給水装置工事事業者は、事業の休止を届け出たとき又は第8条の指定の停止を受けたと
きは、指定給水装置工事事業者証を企業長に提出するものとする。
- 4 指定給水装置工事事業者は、指定給水装置工事事業者証を汚損又は紛失したときは、再交
付を申請することができる。

(変更等の届出)

第6条 指定給水装置工事事業者は、次の各号の一に掲げる事項に変更のあったとき、又は給
水装置工事の事業を廃止、休止、若しくは再開したときは、次項に定めるところにより、そ
の旨を企業長に届け出なければならない。

- (1) 事業所の名称及び所在地
 - (2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (3) 法人にあっては、役員の氏名
 - (4) 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号
- 2 前項の規定により変更の届け出をしようとする者は、変更のあった日から30日以内に施行
規則に定められた届出書(別記第4号様式)に次の書類を添えて企業長に提出しなければなら
ない。
- (1) 前項第2号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあっては、定款又は寄付行為及び登
記簿の謄本、個人にあっては、住民票の写し又は外国人登録証明書の写し
 - (2) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、施行規則に定められている第4条第3号アか
らオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類(別記第2号様式)及び登記
簿の謄本
- 3 第1項により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休
止したときは、当該廃止又は休止の日から30日以内に、また事業を再開したときは、当該再
開の日から10日以内に、施行規則に定められた届出書(別記第5号様式)により企業長に提出し

なければならない。

(指定の取消し)

第7条 企業長は、指定給水装置工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項の指定を取消することができる。

- (1) 不正の手段により第3条(指定の申請)第1項の指定を受けたとき。
- (2) 第4条(指定の基準)各号に適合しなくなったとき。
- (3) 第6条(変更等の届け出)各項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 第10条(主任技術者の選任等)各項の規定に違反したとき。
- (5) 第12条(事業の運営に関する基準)の規定(第4号、第7号及び第8号を除く。)に基づく給水装置工事の適正な工事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (6) 第15条(主任技術者の立会い)の規定に基づく企業長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- (7) 第16条(報告又は資料の提出)の規定に基づく企業長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (8) その施行する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。

(指定の停止)

第8条 前条第1項各号に該当する場合において、指定給水装置工事事業者に斟酌すべき特別な事由があると企業長が認めた場合は、6月を超えない期間を定め指定の効力を停止することができる。

(指定等の公示)

第9条 企業長は、次の各号に該当するときは、そのつど、これを公示する。

- (1) 第3条(指定の申請)の規定により指定給水装置工事事業者を指定したとき。
- (2) 第6条(変更等の届出)第3項の規定により指定給水装置工事事業者から給水装置工事業の廃止、休止又は、再開の届出があったとき。
- (3) 第7条(指定の取消し)の規定により指定給水装置工事事業者の指定を取り消したとき。
- (4) 第8条(指定の停止)の規定により指定給水装置工事事業者の指定を停止したとき。

第3章 給水装置工事主任技術者

(主任技術者の選任等)

第10条 指定給水装置工事事業者は、第3条第1項の指定を受けた日から14日以内に、事業所ご

とに、主任技術者を選任し、企業長に届け出なければならない。

- 2 指定給水装置工事事業者は、その選任した主任技術者が欠けたときは、当該事由が発生した日から14日以内に新たに主任技術者を選任し、企業長に届け出なければならない。
- 3 指定給水装置工事事業者は、主任技術者を選任又は解任したときは、施行規則に定められた届出書(別記第6号様式)により、遅滞なくその旨を企業長に届け出なければならない。
- 4 指定給水装置工事事業者は、主任技術者の選任を行うにあたっては、一の事業所の主任技術者が同時に他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、2以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りでない。

(主任技術者の職務等)

第11条 主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- (1) 給水装置工事に関する技術上の管理
- (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令第4条に定める基準に適合していることの確認
- (4) 給水装置工事に関し、企業長と次に掲げる連絡又は調整を行うこと。
 - ア 配水管等から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管等及び給水管の位置の確認に関する連絡調整
 - イ 条例第9条第2項に掲げる工事に係る工法、工期、その他の給水装置工事上の条件に関する連絡調整
 - ウ 給水装置工事を完了した旨の連絡調整

第4章 指定給水装置工事事業者の義務

(事業の運営に関する基準)

第12条 指定給水装置工事事業者は、次の各号に掲げる給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。

- (1) 給水装置工事ごとに第10条第1項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して前条各号に掲げる職務を行うものを指名すること。
- (2) 配水管等から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管等への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管等及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。

- (3) 前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ企業長の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。
- (4) 主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
- (5) 次に掲げる行為を行わないこと。
 - ア 政令第4条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。
 - イ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
- (6) 施行した給水装置工事ごとに、第1号の規定により指名した主任技術者に次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。
 - ア 施主の氏名又は名称
 - イ 施行の場所
 - ウ 施行完了年月日
 - エ 主任技術者の氏名
 - オ 竣工図
 - カ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
 - キ 第11条第3号の確認の方法及びその結果
- (7) 使用者等から給水装置工事の依頼を受けたときは、遅滞なくこれに応ずること。
- (8) 非常災害時において、企業長の要請があるときは、これに協力すること。

(設計審査)

第13条 指定給水装置工事事業者は、条例第7条第2項に規定する設計審査を受けるため、次の各号に掲げる関係書類2部を企業長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 給水装置工事承認申請(承認)書
- (2) 設計書

(工事検査)

第14条 指定給水装置工事事業者は、条例第7条第2項に規定する給水装置工事検査を受けるため、工事完成後速やかに当該工事検査に係る関係書類を企業長に提出し、その検査を受けなければならない。

(主任技術者の立会い)

第15条 企業長は、指定給水装置工事事業者が施行した給水装置工事の検査には、当該工事に

関し第10条第1項により指名された主任技術者又は当該工事を施行した事業所に係るその他の主任技術者の立会いを求めることができる。

(報告又は資料の提出)

第16条 企業長は、指定給水装置工事事業者が施行した給水装置工事に関して、当該指定給水装置工事事業者に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

第5章 雑則

(表彰)

第17条 企業長は、指定給水装置工事事業者が水道事業に関し功績が顕著であると認めるときは、これを表彰する。

(審査委員会)

第18条 企業長は、次の各号に関して、公正の確保と透明性の向上を図ることを目的として、八戸圏域水道企業団指定給水装置工事事業者審査委員会を設置する。

- (1) 第7条の規定による指定の取消し
- (2) 第8条の規定による指定の停止
- (3) 前条の規定による表彰

(指導及び助言)

第19条 企業長は、指定給水装置工事事業者に対して給水装置工事の適当な施行を確保し、又は指定給水装置工事事業者の健全な発展を図るために必要な指導及び助言をすることができる。

(名簿の備え付け)

第20条 企業長は、指定給水装置工事事業者名簿、主任技術者名簿等を備え付け、必要な事項を記載し、常に整備するものとする。

(施行細目)

第21条 この規程に定めるもののほか、施行に関して必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。
(旧指定給水装置工事事業者に対する経過措置)
- 2 八戸圏域水道企業団給水条例の一部を改正する条例(平成9年八戸圏域水道企業団条例第5号。以下「改正条例」という。)附則第3項の届出を行う改正条例による改正前の八戸圏域水道企業団給水条例第7条第1項の規定により指定を受けている指定給水装置工事事業者(以下「旧指定給水装置工事事業者」という。)は、届出と同時に改正前の八戸圏域水道企業団指定水道工事事業者に関する規程(以下「旧規程」という。)に基づく八戸圏域水道企業団指定水道工事事業者認定証を企業長に返納しなければならない。
- 3 企業長は、改正条例附則第3項の届出を受理後、速やかに、この規程に定める八戸圏域水道企業団指定給水装置工事事業者証を交付する。
- 4 改正条例附則第3項の規定により、改正条例による改正後の八戸圏域水道企業団給水条例(以下「改正後の条例」という。)第7条第1項の指定を受けた者とみなされた者についてのこの規程第7条(指定の取り消し)の規定の適用については、この規程の施行の日から1年間は、同条中「次の各号」とあるのは「第1号から第3号又は第5号から第8号まで」と、同条第2号中「第4条各号」とあるのは、「第4条第2号又は第3号」とする。
- 5 改正条例附則第3項の規定により、改正後の条例第7条第1項の指定を受けた者とみなされた者について、この規程第12条(事業の運営に関する基準)を適用する場合には、平成11年3月31日までの間、同条第1号、第4号及び第6号中「給水装置工事主任技術者」とあるのは「給水装置工事主任技術者又は旧規程による給水装置工事責任技術者の資格を有する者」とする。
(旧規程に基づく給水装置工事責任技術者に対する経過措置)
- 6 平成10年3月31日において次の各号の一に該当する者は、給水装置工事主任技術者試験及び水道法施行規則の一部を改正する省令(平成8年厚生省令第69号)附則第2条第1項に定める経過措置の適用並びに前項に定める経過措置の適用にあたり、旧規程による給水装置工事責任技術者の資格を有するものにあたりとみなす。
 - (1) 旧規程に基づく給水装置工事責任技術者としての登録を受けている者
 - (2) 旧規程に規定する給水装置工事責任技術者としての登録資格を有し、登録可能期間が満了していない者
 - (3) その他企業長が前号の者に相当すると認める者

附 則(平成12年3月31日管理規程第4号)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月26日管理規程第12号)
 この規程は、平成13年1月6日から施行する。

別記様式第1号(第3条関係)その1

(表面)

指定給水装置工事事業者指定申請書

様

年 月 日

申請者 氏名又は名称

印

住所

代表者氏名

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者)の氏名	
フリガナ 氏名	フリガナ 氏名
事業の範囲	
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(A4)

その2

(裏面)

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(A4)

その3

別表

機械器具調書

年 月 日 現在

種別	名称	型式、性能	数量	備考

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別に記入すること。

(A4)

別記様式第2号(第3条及び第6条関係)

誓約書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者

氏名又は名称

印

住所

代表者氏名

様

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第3号(第5条関係)

	指定番号
	第 号
八戸圏域水道企業団指定給水装置工事事業者証	
	氏名又は名称
	住所
代表者氏名	印
八戸圏域水道企業団指定給水装置工事事業者として指定する。	

平成 年 月 日

八戸圏域水道企業団企業長

印

別記様式第4号(第6条関係)

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

様

年 月 日

届出者

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称			
住所			
フリガナ 代表者の氏名			
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日

(A4)

(裏面)

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	事業所の所在地

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第5号(第6条関係)

指定給水装置工事事業者 廃止 届出書
休止
再開

様

年 月 日
届出者

水道法第25条の7の規定に基づき、 廃止 の届出をします。
水道装置工事の事業の 休止
再開

フリガナ 氏名又は名称	
住所	
フリガナ 代表者の氏名	
(廃止・休止・再開)の年月日	
(廃止・休止・再開)の理由	

(A4)

別記様式第6号(第10条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

様

年 月 日

届出者

水道法第25条の4の規定に基づき、 選任 の届出を
次のとおり給水装置工事主任技術者 解任
の
します。

給水区域で給水装置工事の事業を行 う事業所の名称		
上記事業所で選任・解任する給水装置 工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付 番号	選任・解任の年月日

(A4)